

厚生労働省発表

平成17年11月18日

照会先

雇用均等・児童家庭局総務課

課長補佐 川鍋 慎一

児童福祉専門官 太田 和男

電話 03(5253)1111

内線 7819・7822

平成 17 年 度

市町村児童家庭相談業務の状況について

- 平成17年4月1日に改正児童福祉法が施行され、市町村は児童家庭相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこととされたところである。
このため、制度施行直後の状況を把握するため、平成17年6月1日現在の市町村児童家庭相談業務の状況を調査したものである。
- この調査は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課が、調査票を用いて、各都道府県を經由して域内の市区町村の状況を把握するとともに、各政令指定都市については直接、状況を把握したものである。
- また、この報告書は、2,399市区町村（平成17年6月1日現在）を、市区、町、村、指定都市で区分、さらに市区については人口規模により、30万人以上、10万人以上30万人未満、10万人未満に細分して集計を行ったものである。
なお、相談に従事する職員については、調査設計上、上記区分での集計が出来ないことから、任用資格の種別に人数を集計している。

○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口数

(平成17年6月1日現在)

人口規模区分	か 所	当該区分での合計人口
市区	749	
人口30万人以上	69	30,789,759人 (24.0%)
人口10万人～30万人未満	185	29,919,488人 (23.3%)
人口10万人未満	495	25,995,425人 (20.3%)
町	1,304	17,923,679人 (14.0%)
村	332	1,649,266人 (1.3%)
政令指定都市	14	21,881,957人 (17.1%)
計	2,399	128,159,574人 (100%)

1 相談窓口（主たる相談窓口）の設置場所について

市区においては、昭和39年から事務次官通知に基づき福祉事務所に家庭児童相談室が設置できることとされていたことから、家庭児童相談室を設置していた所はこの組織を中核にするなど体制整備が円滑に行われたようであり、福祉事務所又は福祉事務所機能を有する児童福祉主管課に窓口を設置している所が、人口規模が30万人以上では78.3%（当該区分の総数に対する割合、以下同じ）、10万人以上30万人未満では89.2%、10万人未満で90.5%となっている。

なお、これらの市区において、特色ある取組として自治体の独自事業である子ども家庭支援センター等に相談業務を担わせているところもある。

町村部においては、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に相談窓口を設置している所が、町では96.2%、村では93.3%となっており、法施行に対応して役場に相談窓口が設置されたものと考えられる。

指定都市においては、従来から児童相談所を中心に児童家庭相談を担ってきたところであるが、指定都市内の区福祉事務所等に児童家庭相談窓口を設置し、重層構造にしている所が71.3%となっている。

（上段：当該区分での割合 下段：か所数）

	市 区			町	村	指定都市	合 計
	30万人 以上	10万人以上 30万人未満	10万人 未満				
①市区町村児童福祉主管課	55.1% 38	61.6% 114	48.9% 242	48.0% 626	32.2% 107	7.1% 1	47.0% 1,128
②市区町村母子保健主管課	2.9% 2	1.1% 2	1.0% 5	7.1% 92	6.0% 20	0% 0	5.0% 121
③市区町村児童福祉・母子保健統合課	0% 0	1.6% 3	4.0% 20	41.1% 536	55.1% 183	7.1% 1	31.0% 743
④福祉事務所（家庭児童相談室）	23.2% 16	27.6% 51	41.6% 206	0% 0	0.3% 1	57.1% 8	11.8% 282
⑤福祉事務所（家庭児童相談室を除く）	0% 0	1.6% 3	2.2% 11	0% 0	0% 0	0% 0	0.6% 14
⑥市区町村保健センター（類似施設を含む）	1.4% 1	0.5% 1	0.8% 4	4.7% 61	6.3% 21	7.1% 1	3.7% 89
⑦教育委員会	2.9% 2	1.6% 3	2.6% 13	3.3% 43	3.3% 11	0% 0	3.0% 72
⑧その他	23.2% 16	14.1% 26	3.4% 17	2.5% 32	2.7% 9	28.6% 4	4.3% 104
合計	69	185	495	1,304	332	14	

2 相談に従事する職員（主たる相談窓口の担当職員）について

市区町村相談担当職員は、全国で6,951名おり、正規職員は5,306人、また専任職員は2,016人となっており、多くの正規職員が配置されながら他の業務との兼務となっている。

また、相談担当職員の基本資格は、児童福祉司たる資格を有する者を充てること望ましいとの技術的助言を行っているが、調査結果では、一般行政職が2,544人（36.6%）、保健師等が1,751人（25.2%）、教員免許を有する者が754人（10.8%）で、児童福祉司たる資格を有する者は371人（5.3%）にとどまっており、人材の確保に苦慮していることが伺える。

（単位：人）

職 種	総数（割合）
①児童福祉司たる資格を有する者（②、③又は④に該当する者を除く。）	371（5.3%）
②医師	1（0.0%）
③社会福祉士	130（1.9%）
④精神保健福祉士	40（0.6%）
⑤保健師・助産師・看護師（①に該当する者を除く）	1,751（25.2%）
⑥教員免許を有する者（①に該当する者を除く）	754（10.8%）
⑦保育士（①に該当する者を除く）	504（7.3%）
⑧①～⑦に該当しない心理職	86（1.2%）
⑨①～⑧に該当しない福祉職	328（4.7%）
⑩①～⑨に該当しない社会福祉主事	313（4.5%）
⑪①～⑩に該当しない一般行政職	2,544（36.6%）
⑫その他	129（1.9%）
計	6,951（100%）
うち 正規職員数	5,306（76.3%）
うち 専任職員数	2,016（29.0%）

● 主たる相談窓口の担当職員

(単位:人)

都道府県名等	職員数	種別											うち、正規職員数	うち専任職員数	
		①児童福祉司たる資格を有する者(②、③又は④に該当する者を除く)	②医師	③社会福祉士	④精神保健福祉士	⑤保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く)	⑥教員免許を有する者(①に該当する者を除く)	⑦保育士(①に該当する者を除く)	⑧①～⑦に該当しない心理職	⑨①～⑧に該当しない福祉職	⑩①～⑨に該当しない社会福祉主事	⑪①～⑩に該当しない一般行政職			⑫その他
北海道	727	23	0	9	1	210	50	45	1	19	16	351	2	650	108
青森県	159	10	0	0	2	51	6	12	0	2	3	70	3	148	11
岩手県	142	3	0	0	0	41	18	6	0	9	6	58	1	117	25
宮城県	120	8	0	0	3	51	11	5	0	7	0	29	6	99	23
秋田県	85	0	0	2	1	21	13	4	1	4	2	36	1	61	25
山形県	121	9	0	2	0	18	13	10	0	5	7	55	2	98	30
福島県	209	8	0	0	1	70	17	4	0	5	8	96	0	186	26
茨城県	138	5	0	2	0	15	32	8	0	7	11	51	7	85	54
栃木県	120	2	0	1	0	44	18	5	0	4	4	40	2	84	50
群馬県	147	3	0	1	0	61	14	4	1	4	4	54	1	126	22
埼玉県	305	11	0	10	1	55	37	11	1	24	46	103	6	231	110
千葉県	206	4	0	3	1	34	44	6	6	9	9	88	2	136	85
東京都	363	36	0	25	6	53	32	72	29	13	15	60	22	212	253
神奈川県	117	8	0	5	1	24	9	10	9	8	9	32	2	71	40
新潟県	101	4	0	0	0	30	26	9	0	3	1	26	2	70	25
富山県	46	2	0	2	1	7	6	6	0	4	2	16	0	34	10
石川県	53	2	0	1	0	12	3	10	0	1	0	22	2	45	6
福井県	61	6	0	0	0	11	5	4	0	2	5	27	1	52	12
山梨県	93	1	0	1	1	39	9	1	0	4	2	33	2	75	26
長野県	228	9	0	1	2	63	21	25	0	11	10	77	9	180	42
岐阜県	107	8	0	1	2	11	8	14	0	11	11	37	4	77	37
静岡県	150	12	0	1	0	33	22	15	3	8	5	49	2	101	67
愛知県	176	2	0	1	1	19	44	18	2	10	11	68	0	109	65
三重県	116	7	0	3	0	27	12	11	1	7	7	41	0	90	25
滋賀県	99	3	0	5	0	20	14	7	2	4	3	37	4	69	35
京都府	91	1	0	1	1	29	14	12	0	2	4	27	0	68	20
大阪府	135	18	0	12	2	11	4	21	23	10	10	23	1	80	92
兵庫県	151	11	0	1	0	36	25	13	1	7	11	44	2	90	56
奈良県	101	10	0	0	0	29	7	14	1	0	2	38	0	87	23
和歌山県	90	2	0	2	0	24	5	7	0	5	5	39	1	82	17
鳥取県	45	2	0	0	0	11	3	1	0	2	4	22	0	38	8
島根県	74	0	0	1	5	23	4	4	0	3	1	33	0	69	7
岡山県	78	3	0	0	1	27	15	2	0	8	1	19	2	51	22
広島県	77	2	0	2	0	15	7	10	0	6	2	31	2	55	7
山口県	85	2	0	2	1	14	5	5	0	3	3	49	1	69	19
徳島県	89	0	0	1	0	40	8	4	0	6	3	27	0	74	17
香川県	68	0	0	1	1	35	3	6	0	4	1	17	0	59	7
愛媛県	55	2	0	0	0	7	14	2	1	6	0	23	0	32	19
高知県	83	3	1	0	1	24	10	9	0	4	0	30	1	65	20
福岡県	195	2	0	3	4	48	18	12	1	7	3	93	4	157	46
佐賀県	91	13	0	0	0	27	10	2	0	1	0	38	0	77	12
長崎県	109	2	0	0	0	35	15	3	1	7	2	44	0	90	15
熊本県	211	0	0	2	0	102	8	9	0	5	4	78	3	193	35
大分県	96	3	0	1	0	28	20	1	0	3	1	37	2	69	27
宮崎県	107	3	0	0	0	33	11	3	0	0	1	55	1	95	24
鹿児島県	157	7	0	1	0	30	8	8	0	7	3	89	4	131	22
沖縄県	91	9	0	5	0	17	13	5	0	5	5	32	0	66	19
札幌市	25	20	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	25	25
仙台市	27	0	0	0	0	7	5	3	0	7	2	3	0	11	12
さいたま市	20	2	0	1	0	0	5	2	0	1	4	5	0	10	10
千葉市	18	7	0	0	0	1	6	1	0	1	0	0	2	7	18
横浜市	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	22
川崎市	38	37	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	29	38
静岡市	12	0	0	0	0	0	3	4	0	1	4	0	0	6	12
名古屋市	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	16	0
京都市	14	0	0	5	0	0	2	2	0	5	0	0	0	0	14
大阪市	48	0	0	8	0	1	9	11	0	0	0	0	19	0	48
神戸市	153	0	0	0	0	67	1	0	0	3	3	78	1	146	0
広島市	20	0	0	0	0	0	6	3	0	0	10	1	0	12	8
北九州市	36	0	0	0	0	6	0	0	0	0	27	3	0	7	29
福岡市	34	2	0	1	0	4	5	3	2	8	0	9	0	14	34
合計	6,951	371	1	130	40	1,751	754	504	86	328	313	2,544	129	5,306	2,016
割合	100.0%	5.3%	0.0%	1.9%	0.6%	25.2%	10.8%	7.3%	1.2%	4.7%	4.5%	36.6%	1.9%	76.3%	29.0%

3 相談担当職員の研修について

担当職員の改正児童福祉法に関する研修については、市区、町、村と行政規模が小さくなればなるほど受講率が下がり、村においては未受講者が受講者を上回る状況となるなど、自己研修によって知識を得ている可能性を加味したとしても研修が不十分である。

(上段:当該区分での割合 下段:か所数)

	人口規模区分						合計
	30万人以上 市区	10万人以上30万人未満 市区	10万人未満 市区	町	村	指定都市	
受講	72.5%	80.0%	69.5%	54.1%	43.7%	71.4%	58.5%
	50	148	344	706	145	10	1,403
未受講	27.5%	20.0%	30.5%	45.9%	56.3%	28.6%	41.5%
	19	37	151	598	187	4	996
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	69	185	495	1,304	332	14	2,399

